

鎌倉市開発事業に関する技術的細目の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市開発事業に関する技術的細目 平成15年3月3日告示第222号</p> <p>【省略】</p>	<p>○鎌倉市開発事業に関する技術的細目 平成15年3月3日告示第222号</p> <p>【省略】</p> <p><u>(ごみ集積施設)</u></p> <p><u>第5条の2 規則第34条第1号キのごみ集積施設の構造等について必要な事項は、次に定めるとおりとし、第12図の2に示すところによることを標準とする。</u></p> <p><u>(1) ごみ集積施設の構造物の規模は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 構造物の土間コンクリートの仕上げ面からコンクリートブロック積の天端仕上げまでの高さは、1メートルとすること。</u></p> <p><u>イ コンクリートブロックの厚さは、10センチメートルとすること。</u></p> <p><u>(2) ごみ集積施設の基礎の構造は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア コンクリートブロックの下部は、鉄筋コンクリート造の布基礎を設けること。</u></p> <p><u>イ 布基礎の形状は、張出しスラブなしのL型とすること。</u></p> <p><u>ウ 根入れ深さは、35センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>エ 基礎の丈は、根入れ深さに5センチメートルを加えた寸法以上とすること。</u></p> <p><u>オ 基礎スラブの厚さは、15センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>カ 基礎の立上がり幅は、コンクリートブロック幅以上とすること。</u></p> <p><u>キ 基礎スラブの幅は、カの幅に40センチメートルを加えた寸法以上とすること。</u></p> <p><u>ク 基礎砕石は、調整砕石C-40又は再生砕石RC-40を使用するとともに、転圧仕上げ厚さを10センチメートルとすること。</u></p> <p><u>(3) コンクリートブロック積の構造は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 同一面内で、高さの異なる形態にしないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>【省略】</p>	<p><u>イ 透かしブロックを使用しないこと。</u></p> <p><u>ウ 笠木ブロックは使用せず、天端はモルタル仕上げとすること。なお、モルタルの仕上げ厚さは、1センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(4) 構造物の配筋は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 使用する鉄筋は、D10以上とすること。なお、丸鋼を使用する際は、先端をフック加工（4 d以上）とすること。</u></p> <p><u>イ 縦筋の間隔は、400ミリメートル（D13の鉄筋を使用する場合は800ミリメートル）とすること。</u></p> <p><u>ウ 縦筋は、基礎に定着させるとともに、天頂横筋にかぎ掛けすること。ただし、異形鉄筋を使用する場合は、かぎ掛けは不要とする。</u></p> <p><u>エ ブロック交差部の縦筋は、D13を配置すること。</u></p> <p><u>オ 横筋は、横筋用ブロック内及び天頂に配置すること。</u></p> <p><u>カ 横筋は、空洞部内で重ね継ぎしないこと。</u></p> <p><u>(5) 基礎の配筋は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 上下にD10以上の主筋を配置した複筋梁とすること。</u></p> <p><u>イ D10以上のあばら筋及び基礎筋を400ミリメートル間隔で交互に配置し、主筋に180° フックでかぎ掛けすること。なお、異形鉄筋を使用する場合は、重ね継手として主鉄筋に25 d の継手長さで重ねること。</u></p> <p><u>ウ あばら筋及び基礎筋は、L型に曲げ配置すること。なお、基礎筋と縦筋を直通しとすること。</u></p> <p>【省略】</p>